

神戸市景観計画と都市景観条例を改正しました

(令和4年4月1日施行)

このたび、景観法と都市景観条例の関係を整理し、よりわかりやすい制度とするため、「神戸市景観計画」と「神戸市都市景観条例」の改正を行いました。改正後の「神戸市景観計画」と「神戸市都市景観条例」は、令和4年4月1日より施行します。

❗ 屋外広告物についての手続きが変わります

これまで、景観条例に基づく地域・地区においては、神戸市屋外広告物条例に基づく「許可申請」とは別に、景観条例に基づく「届出」が必要でした。

景観法に基づく景観計画区域では、「届出」が不要となり、「許可申請」に一本化されます。

❗ 屋外広告物の景観形成基準が適用される規模が変わります

景観計画区域全域における屋外広告物の景観形成基準を適用する広告物の規模に、「1個あたりの表示面積」の要件を追加します。

変更後（景観計画区域全域）	変更前（景観形成指定建築物等届出地域）
神戸市屋外広告物条例に基づく許可申請を要するもののうち、1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの。	神戸市屋外広告物条例に基づく許可申請を要するもののうち、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの。

都市景観形成地域と沿道景観形成地区における屋外広告物の景観形成基準については、これまでどおり、神戸市屋外広告物条例に基づく許可申請を要するものすべてに適用しますが、兵庫運河周辺都市景観形成地域のうち、運河沿いエリア以外については、景観計画区域全域と同じ規模のもののみ景観形成基準を適用します。

❗ 景観計画で定められた制限を満たさないものは掲出できなくなります

今回の変更では、神戸市全域が景観法に基づく景観計画区域となり、これまで都市景観条例で定めていた屋外広告物等に関する制限を景観計画に位置づけました。

また、市全域に夜間景観に関する基準を新たに定めたほか、税関線・三宮駅前沿道景観形成地区の区域を拡大するなどの変更を行っています。

景観計画で定められた制限を満たさないものは、最長でも令和10年4月1日をもって掲出できなくなりますのでご注意ください。

なお、岡本駅南都市景観形成地域については、これまでもお知らせしているとおり、平成28年3月25日に景観計画の変更を行っており、その際に追加された制限を満たさないものは、最長でも令和5年3月25日をもって掲出できなくなります。

期間内に基準に適合するよう改修等がなされない場合は、最終的には撤去していただく必要があります。

【参考】神戸市屋外広告物条例施行規則第7条 別表第1

広告物の種類	広告物等の規格及び条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準
全ての広告物	(1)～(7) 省略 (8) 広告物等は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画に即したものとすること。